ダイエー小型合併処理
浄化槽ＮＡ5～10 型

維持管理要領書

この度は、ダイエー小型合併処理浄化槽ＮＡ型をお買いあげ頂き、
誠にありがとうございました。
この「維持管理要領書」をよくお読みになり、正しい維持管理を行ってください。

目　次

⚠注意	維持管理要領書に出てくる警告、注意表示の部分、浄化槽の維持管理を行う前に注意深くお読みになり、よく理解してください。

ＤＡＩＥ
大栄産業株式会社

浄化槽維持管理にあたっては、この維持管理要領書の中に記載されている警告・注意表示事項をよくお読みになり、安全を心がけてください。絵表示は、それぞれ次のような意味を表しています。

● 絵表示について

⚠警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う危険が想定される内容を示しています。
⚠注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う危険及び物的損害の発生が想定される内容を示しています。

⚠ 警告

消毒剤による発火、爆発、有害ガス事項防止

① 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。

② 消毒剤には塩素系の無機、有機の二種類があります。
これらを一緒に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有害ガスを生じる恐れがあります。

作業中の酸欠などの事項防止

槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全性を確かめてください。また、槽内で作業するときは、常に換気をしてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生する恐れがあります。

⚠ 注意

マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

① 作業終了後、マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。

② マンホール・点検口などの蓋のひび割れ・破損など異常を発見したら、直ちに取り替えてください。これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずる恐れがあります。

感電・発火・巻き込まれ事故防止

① ブロワ・操作盤の近く（約50㎝）には、ものを置かないでください。

② 電源コードの上には、ものを置かないでください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずる恐れがあります。

留意事項

コンセント・点検口などからの転落・傷害事故防止

電源プラグは、ほこりが付着していないか確認し、がたつきのないように刃の根本まで確実に差し込んでください。ほこりが付着したり、接続が不完全な場合には、感電や火災の生ずる恐れがあります。

作業終了後、次の事項を確認してください。

① マンホール・点検口などの蓋の閉め忘れないか。

② 電源は入れたか。

③ ブロワ・作業盤の近くにものは置いてないか。

保守点検の技術上の基準・清掃上の技術上の基準などの諸法令を確実に守って維持管理をしてください。

１．維持管理及び法定検査について

１－１．保守点検の目的

保守点検とは「浄化槽の点検、調整またはこれに伴う修理をする作業」をいい、浄化槽の作動状況、浄化槽全体の運転状況、各単位装置の流出水の水質や汚泥の蓄積状況等を調べ、異常や機器の故障を早期に発見し、予防の処置を講ずる作業です。

保守点検は厚生省令で定める「保守点検技術上の基準」及び「窒素除去型・膜分離型小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」に従って行われなけばなりません。

１－２．保守点検の回数

項　　　目	頻　　　度
保　守　点　検	４ヶ月に１回以上

備考

① 地域（都道府県浄化槽協会）により処理機能の安定化のため、上表の回数以上の保守点検回数を定めている場合があります。

② 浄化槽に補充できる消毒剤の貯留日数が最低 2 ヶ月間ですから、上表の保守点検回数では薬切れを起こす恐れがあるため、消毒剤のみの補充を追加する場合があります。

１－３．清掃

清掃とは「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を引き出し、その引き出し後槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、清掃等を行う作業」を言い、浄化槽の使用に伴い発生する汚泥、スカム等を槽外へ引き出し、槽及び機器等を清掃する作業で浄化槽の機能を長期にわたって維持するために不可欠な作業です。

清掃は、環境省令で定める「清掃技術上の基準」及び「窒素除去型・膜分離型小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」に従って行われなければなりません。

項　　　目	頻　　　度
清　　　掃	１年に１回以上

１－４．法定検査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、厚生大臣または都道府県の指定検査機関により、水質に関する検査を受けることが義務づけられており、第１回目の検査は通常「７条検査」といわれ、使用開始後６か月後から２カ月以内に行うことになっています。（浄化槽法第７条による検査、ＢＯＤなど８項目）

２回目以降の検査は通常「１１条検査」といわれ、毎年１回行うことになっています。（浄化槽法第１１条による検査、ｐＨなど４項目）

項　　　目		頻　　　度
法定検査	７条検査	浄化槽使用開始後６カ月から８カ月の間に実施
	１１条検査	毎年１回実施

２．構造と機能

処理方式：流量調整型嫌気ろ床接触ばっ気循環方式（脱窒機能付き）

処理性能：放流水ＢＯＤ10㎎/ℓ以下、Ｔ－Ｎ15㎎/ℓ以下

① 嫌気ろ床槽

槽内は、流入汚水の時間変動を吸収する流量調整部の一部分と、ろ材を充填した静止水位部との構成になっています。

また、流入汚水の時間変動よる水量負荷を調整する間欠定量移送装置を設け、処理機能向上を図っています。

嫌気ろ床槽は、流入汚水中に含まれる夾雑物、油脂分等を分離し、また接触ばっ気から移送された発生汚泥を貯留される目的と、ろ材に付着した嫌気性及び通性嫌気性微生物の働きにより、有機物の分解によるＢＯＤの低減および汚泥の減量化を目的とし、また、窒素除去においては、槽内有機物の利用と接触ばっ気槽からの循環水に硝酸及び亜硝酸中の結合酸素を用いた呼吸により生物学的に脱窒反応が起こり、窒素ガスとして窒素が除去されます。

② 接触ばっ気槽

嫌気性微生物で処理した一時処理水は、好気性微生物で分解します。

送風機及び送気管の送気装置と組み合わせ、接触ばっ気槽内に空気を散気する装置とし、空気と水の接触がよく行われ、汚水がよく混合されて生物膜と十分に接触できる構造になっています。

槽内には、循環水を移送する装置を設けております。構造はエアリフトポンプを用い、計量装置経由して嫌気濾床槽流入部へ移送する構造になっています。

③ 沈殿槽

接触ばっ気槽移流水の沈殿作用を速やかに行うことができ、沈殿汚泥の全量を接触ばっ気槽に移送できる構造です。越流せきは、ボルト締めによる可動構造です。

④ 消毒槽

沈殿槽から移流してくる処理水に、塩素剤の接触部分において所要量の塩素と接触します。塩素剤は２ヶ月分以上充填でき塩素剤の補給が容易にできる構造となっています。

３.保守点検について

３－１.使用前の点検確認と調整

通常の保守点検を行う前に、使用開始直前に浄化槽の製造、施工、内部作動装置の機能等を点検確認することは、浄化槽の正常な運転のためにも、また保守点検・清掃作業に支障を生じさせないためにも極めて重要です。

１）　浄化槽の設置状況の確認

（１）実施設と届出書類の照合

①　設置された浄化槽と届出された浄化槽が同一であるかを申請書類等で照合確認してください。

（２）浄化槽周辺状況の確認

①　本体、ブロワ等が設置されている場所を観察し、保守点検及び清掃作業に支障がないかを確認してください。

②　浄化槽のマンホール等より雨水の流入のおそれがないかを確認してください。

③　浄化槽上部の利用状況について観察してください。特に上部が駐車場になっている場合は車輌用仕様になっているか設計図書等で確認してください。

④　住宅の場合、風呂排水、台所排水が接続されていることを確認してください。また、雨水配管が接続されていないことを確認してください。

（３）浄化槽内部の確認

①　マンホールを開け、保守点検・清掃作業が容易かつ安全に行えるかを確認してください。

②　槽が水平に施工されているか確認し、各槽の水位関係、流入管底、放流管底等が正常かを確認してください。

③　目視により槽内壁、仕切板、各配管、その他の内部設備に破損等がないかを確認してください。

④　配管途中に空気漏れがないか、散気と逆洗の配管接続が逆になっていないか確認してください。

⑤　間欠定量移送装置から汚水が移送されていることと接触ばっ気槽内水を循環されていることを確認してください。

（４）適正なばっ気状況の確認適正なばっ気状態の時は、接触ばっ気槽の上部の気泡は、10～20㎜程度となり、ほぼ均等に上がってくる。

３－２．通常の保守点検で必要な点検項目

①　嫌気ろ床槽

点 検 項 目	点検方法	異 常 な 状 態	原 因	保守作業 参照頁のページ
ｉ)流入部の点検	目視	・閉塞している。	・配管が逆勾配になっている。 ・粗大異物の流入。	・配管の勾配を確認する。 ・異物を除去する。
ⅱ)臭気	嗅覚	・マンホールを閉じた状態で著しい臭気がある。	・浄化槽が立上がっていない。 ・糖尿病患者のし尿の排水の流入。 ・臭突管が取り付けていない。	・臭気対策をする。 P-22 ・ばっ気強度をあげる。 ・清掃頻度を増やす。 ・臭突管を取り付ける。
ⅲ)スカムの状況	目視および透明管の差込	・スカムが水面上10cm 以上になっている。	・ペーパ使用量が多い。 ・清掃時期。	・清掃する。
ⅳ)堆積汚泥の状況	目視および透明管の差込。嫌気２室流出水の透視度の測定	・汚泥が底部より30ｃm以上に堆積している。 ・透視度は前回保守点検時より極端に低下した	・清掃時期に来ている。	・清掃する。
ｖ)ろ床の閉塞	目視および透明管の差し込み	・ろ床内の水位が移流管内の水位より高い。 ・ろ材押さえ面上に多量の固形物が堆積。	・移流管の閉塞。 ・嫌気ろ床が汚泥により目詰まり起こしている。 ・トイレットペーパ以外の水を流した、紙の使用量が多い。	・移流管内にパイプを入れ閉塞を取る。 ・必要な場合は清掃する。 ・紙類の汚物の除去。
ⅵ)異物の流入	目視	・衛生用品や紙おむつ等が存在する。	・浄化槽の使用条件不適切。	・使用者に異物を流さないように勧告する。
ⅶ)蚊や蝿の発生状況	目視	・著しく発生している。	・スカムが浮いている。 ・汚泥の堆積。	・プレート式殺虫剤やスプレー式殺虫剤で駆除する。
ⅷ)間欠定量移送装置、移送水量	水量の確認	・移送水が移送されない。 ・間欠定量用バルブおよび定量移送装置を調整しても、設定水量が得られない。	・送風機の故障で間欠定量移送ポンプに空気が送られていないまたは不足。 ・間欠定量移送装置、移送管の目詰まり。	・間欠定量用バルブの調整 P-15 ・送風機の修理 ・送気管の点検途中に空気漏れがないか。送風機の点検。 ・間欠定量移送装置、移送管の洗浄 P-16
水位の確認	目視、水位、水準目安線	・水位線以上水がある、確認できない。	・嫌気ろ床の閉塞。	・異物を除去する。 ・清掃する。
ＤＯの測定	ＤＯ計	・1.0mg/ℓ以上	・循環水より持ち込まれた溶存酸素が多すぎる。	・循環水量の調整
ｐＨの測定	ｐＨ計	・5.8～8.6 の範囲外	・流入水中に特殊なものが混入している。 ・硝化液の循環多すぎる。。	・使用者に確認する。 ・循環水量の調整。

②接触ばっ気槽

点検項目	点検方法	異常な状態	原因	保守作業 参照頁のページ
ⅰ)散気の状況	目視	・気泡が部分的にしか上がっていない。 ・水流が発生してない。 正常な状態： 水面に均等に気泡が吹いている、槽内にDOのバラツキがない。	・空気量が不足している。 ・散気管の接続不良。 ・散気管の目詰まり。	・散気用バルブの調整 P-9 ・送気管、散気装置の点検 途中に空気もれがないか 送風機の点検 P-11 ・散気装置の洗浄 P-13
ⅱ)循環水量及びエアリフトポンプ状況の確認	循環水量の測定	・循環水が移送されない。 ・循環用バルブおよび定量移送装置を調整しても、設定水量が得られない。 標準的な目安： １日当たりの循環水量が日平均汚水量の3～4倍程度。	・循環用空気不足している。 ・計量移送装置の調整不良。 ・計量移送装置の目詰まり。 ・移送管の目詰まり。	・循環用バルブの調整 P-9 ・計量移送装置の調整 P-19 ・送気管、散気装置の点検 途中に空気漏れがないか ・送風機の点検。 P-11 ・計量移送装置、移送管の洗浄 P-20 ・エアリフトポンプの洗浄 P-20
ⅲ)逆洗の状況	目視(手動逆洗)	・水流が部分的にしか流動している。 ・水流が発生してない。 正常な状態： 水流が均一に流動している。	・接触材が目詰まりを起こしている。 ・散気管が目詰まっている。	・手動で空気洗浄を行う。 ・送気管、逆洗装置の点検 途中に空気もれがないか ・送風機の点検 P-11 ・逆洗装置の洗浄 P-20
ⅴ)接触ばっ気槽の大量発泡	目視	・著しく発泡している。 （泡が仕切壁を越えている）	・流入汚水に洗剤の大量流入。 ・浄化槽が立ち上がっていない。	・正しい浄化槽の使用を勧告する。 ・消泡剤の投入 P-22 ・シーディング剤を投入する P-21
ⅵ)槽内水の状況	目視、水位線、水準目安線	・槽内水位が水位線以上に達している。	・嫌気濾床槽から大量の汚泥が入っている。 ・接触材の目詰まり。	・嫌気濾床槽を点検し、必要であれば清掃する。 ・手動逆洗、浮遊汚泥を嫌気ろ床槽に移送する。 ・必要あれば、清掃する。
ⅶ槽内浮遊物の状況の確認	目視、透視度計	・多量の浮遊物質がある。 ・透視度20以下。	・生物膜の剥離量の増加。 ・循環移送、逆洗不十分。 ・嫌気ろ床槽から浮遊物質が流れている。	・手動で逆洗をしながら、嫌気濾床槽に移送させる。 ・槽内蓄積汚泥を調査し、必要あれば清掃する。
ＤＯの測定	ＤＯ計	・1.0mg/ℓ以下	・ばっ気風量不足 ・高負荷の水が入っている。	・ブロワの点検 ・負荷状態を確認する。
ｐＨの測定	ｐＨ計	・5.8～8.6の範囲外	・循環水量が多い。 ・過ばっ気	・循環水量の確認 ・過ばっ気の場合は空気量の調整。

③沈殿槽

点 検 項 目	点検方法	異 常 な 状 態	原 因	保守作業 参照頁のページ
ｉ)スカムの有無	目視	・スカムが全水面に覆っている。	・循環移送が不十分。 ・脱窒を起こしている。 ・接触ばっ気槽内に剥離汚泥が多量に発生して流れ来ている。	・ひしゃく等でスカムを嫌気第１室に移す。 ・接触ばっ気槽を強制逆洗し、浮遊物を嫌気１室に移送する。
ⅱ)堆積汚泥の状況	透明管の差し込み	・汚泥が 20㎝ 以上堆積している。	・循環移送が不十分。 ・接触ばっ気槽内に剥離汚泥が多量に発生して流れ来ている。 ・嫌気ろ床槽から浮遊物質流れてきた。	・循環水エアリフトポンプの動作を確認し、堆積汚泥を嫌気第１室へ移送 P-20 ・接触ばっ気槽、嫌気ろ床槽浮遊物を調査し、必要あれば清掃する。
ⅲ)ミジンコの発生	目視	・ミジンコが大量に発生している。	・浄化槽の流入負荷が低い。	・ミジンコの除去 P-22
ⅳ)透視度の測定	透視度計	・透視度が 30 度未満	・生物処理が正常に機能していない。 ・循環移送が行われていない。 ・接触ばっ気槽内に剥離汚泥が多量に発生して流れ来ている。 ・嫌気ろ床槽から浮遊物質流れてきた。	・嫌気ろ床槽、接触ばっ気の保守作業を行う。 ・タイマおよび循環水エアリフトポンプの動作を確認し、自吸式ポンプで堆積汚泥を嫌気第１室へ移送する。 P-20
ⅴ)ｐＨの測定	ｐＨ計	・5.8～8.6 の範囲外	・硝化によりｐＨが極端に下がる。 ・薬品によりｐＨが異常になっている。	・循環水量の設定確認 P-20 ・使用者に特殊な薬品類を多量に流していないか確認し、流している場合には改善を促す。
ⅵ)消毒槽への移流	目視	・越流せきに汚泥や異物が付着している。	・沈殿槽内大量なスカムが発生し、越流せきの所に蓄積している。	・汚泥や異物を取り除く。

④消毒槽

点 検 項 目	点検方法	異 常 な 状 態	原 因	保守作業 参照頁のページ
ⅰ)薬剤筒の取付状態	目視	・薬剤筒が傾いている。	・施工の時、薬剤筒の下にごみが挟んだり、正しく取り付けていない場合がある。	・挟んだごみを取り除く。 ・正常な位置に取り付け、処理水と消毒剤が効率よく接触できるようにする。
ⅱ)消毒剤の有無	目視	・消毒剤の減りが早い。 ・消毒剤が減っていない。 ・消毒剤のブリッジ現象を起こしている。	・処理水量が多い。 ・施工の時、薬剤筒の下にごみが挟んで、水が通過していない。	・消毒剤の補充回数を増やす。 ・薬剤筒の穴開度を調整して通過水量を変える。 ・挟んだごみを取り除く。 ・薬剤を入れ直す。
ⅲ)槽内沈殿物の有無	目視	・沈殿物があり、かつ放流水に濁りが認められる。	・沈殿槽のスカムが流れてきている。	・清掃する。

⑤送風機

点 検 項 目	点検方法	異 常 な 状 態	原 因	保守作業 参照頁のページ
ⅰ)運転状況	目視	・送風が停止している。	・電源コンセントが抜けている。 ・ダイアフラムが破損した。 ・送風機の破損。	・電源の確認 ・ダイアフラムの交換、オートストッパー作動の場合は修理 ・送風機の修理。
ⅱ)配管接続部	目視	・空気が漏れている。	・配管とのつなぎが外れているか配管が破損している。	・修理する。
ⅲ)音、振動	目視、静聴、手触れ。	・異常な音、振動がある。	・送風機の足とコンクリート基礎間の隙間がある。 ・送風機の破損。	・４本の足が確実に接地するように改善 ・送風機の点検
ⅳ)エアフィルター	目視	・汚れたり、目詰まりしている。	・維持管理時掃除が怠っている。	・清掃または交換 ・定期的な交換を推奨
ⅴ)タイマ		・現在時刻、設定内容が合っていない。	・運転開始時確認欠如。 ・電池切れ。	・現在時刻と設定内容をセットする。P-12 ・タイマ交換。

⑥硝化・脱窒に関する保守点検

通常の保守点検項目の以外に下記の保守点検を行ってください。窒素項目（アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素）の簡易測定も望ましい。簡易測定を行って、機器の調整をすることによって、高度な処理機能維持が可能となります。

硝化・脱窒機能の確認の順序は、まず沈殿槽内水を簡易測定確認し、アンモニア、亜硝酸、硝酸それぞれの合計値が 15mg/ℓ を越えた場合、以下の要領でそれぞれ硝化、脱窒機能を確認して保守作業してください。

点検項目	点検方法	異　常　な　状　態	保　守　作　業
硝化機能の確認	パックテスト	接触ばっ気槽内水の NH_4-N 値が 5mg/ℓ 以上である。 ⇒接触ばっ気槽における硝化機能が不十分である。	間欠定量移送装置の移送水量、循環水量の調整をする。P-15,19 （移送水量、循環水量が適正な場合） DO 不足、生物量不足等の状況に応じ、ブロワの点検や散気管の点検、逆洗、シーディング等を実施する。
脱窒機能の確認	パックテスト	嫌気ろ床槽第２室の移送水の NOx-N 値が 5mg/ℓ 以上である。 ⇒嫌気ろ床槽における脱窒機能が不十分である。	間欠定量移送装置の移送水量、循環水量の調整をする。P-15,19 （移送水量、循環水量が適正な場合） 接触ばっ気槽の硝化機能を確認する。 （硝化機能も確認できた場合） 嫌気ろ床槽へのＤＯの持込等が考えられるため、循環水量を減らす。 なお、浄化槽清掃の後、一時的に脱窒性能が落ちることがある、しばらく日に経ってから確認する。

※簡易測定器具については弊社営業社員にお問い合わせてください。

３－３各作動装置の機能

１）バルブの調整

空気配管は、散気用（散気、循環エアリフトポンプ）と逆洗用共に兼用になっている。（ただし間欠定量用は、ブロワ、配管系統共に散気用とは別である。）通常は、散気用の風量（ブロワ能力の８０％）が供給されています。逆洗時にはタイマ制御により１日１回、5 分間通常時よりフルな風量が供給されます。

空気配管中のバルブは全て色分けされており、バルブの設定の目安を紺色にてバルブに表示しています。また各々のバルブには「散気」、「循環」、「空気逃がし」のラベルが貼付されています。バルブの操作方法については接触ばっ気槽の開口部立ち上がり部に操作ラベルを貼付けています。

<バルブの種類>

散気用バルブ（青色）	：	三方バルブ 常時「開」	必要に応じ左右のバランスをとる
循環用バルブ（灰色）	：	常時「開」	目盛＝70～90%
空気逃し用バルブ（黄色）	：	常時「閉」	

調整バルブ概要図

① 散気用バルブの設定

散気管は口型形状の全面ばっ気となっているため均等にばっ気されるようにしていますが、もし不均等な場合は、散気用バルブと循環用バルブの開閉により調整します。その場合、散気用バルブを全開、循環用バルブ全閉にして、調整が終ったら各バルブを規定位置に必ず戻します。なおバルブ調整によりばっ気の偏りが解消できない場合は、水洗浄を行います。それでも解除できない場合は散気管を取り出して、洗浄を行います。

② 散気装置への空気供給量の調整

人槽に対して使用人員が少ない場合、空気供給量は実使用人員に合わせ、1～4 の場合は 5 人槽の設定とします。また、接触ばっ気槽槽内水のｐＨが 5.8 以下、溶存酸素 5㎎／Ｌ以上の場合等、散気風量が多いと考えられる場合は、空気逃がし用バルブを開くことにより空気量を調整します。　バルブ設定の目安を以下に示します。

人　槽（人）	5	7	10
散気用バルブ目盛（%）	開 （必要に応じ左右のバランスをとる）		
循環用バルブ目盛（%）	70～90		
空気逃がし用バルブ目盛（%） ※1．2．3	0		

※１．空気逃がし用バルブを開くことにより標準の約 75%の散気風量となる。

※２．空気逃がし用バルブを開きすぎると散気風量の不足やばっ気が不均一になるため 20%以上は開かないようにする。

※３．工場出荷時においては標準で設定されている。

２）ブロワの確認及び設定

① ブロワとの接続方法

送風機は、間欠定量用 40（ℓ/分）と散気・逆洗用 5 人槽は 80（ℓ/分)、7 人槽は 100（ℓ／分)、10 人槽は 120（ℓ/分）を使用しており、槽本体に間欠定量用と散気・逆洗用のラベルがありますので間違えないように配管接続してください。

また、散気・逆洗用ブロワには別置きの二方向切り替えバルブを接続してください。この二方向切り替えバルブには、タイマが内蔵されておりタイマは逆洗時間と回数（２回まで）を自由に変えることができます。

散気・逆洗用ブロワと二方向切り替えバルブの接続方法は、まず、散気・逆洗用ブロワと二方向切り替えバルブを付属のゴム管とホースバンドで接続してください。次に、二方向切り替えバルブと付属の塩ビ配管を付属のゴム管とホースバンドで接続してください。切り替えバルブと付属の塩ビ配管にはそれぞれ青色シールと赤色シールが貼り付けてありますので色を合わせて接続してください。

付属タイマ付き二口送風機について

通常時…常時運転する「散気用」の吐出口からほぼ８０％空気が吐出され、接触ばっ気槽の散気装置及び循環エアリフトポンプに空気が供給されます。

逆洗時…逆洗の時、「逆洗用」の吐出口から１００％の空気が吐出され、散気配管と同じところに接続されます。

②付属タイマ付き二口送風機

タイマの設定・確認をするときには、ブロワの蓋をはずし、終了時には元に戻します。

〔タイマ操作部・表示部〕

③　逆洗回数の設定

通常使用する場合に、接触ばっ気槽に１日発生する汚泥量は 0.1～0.23kg／日であり、この内剥離したものが１日にかけて循環水と共に嫌気ろ床槽へ移送されます。さらに汚泥を剥離させ、汚泥移送を確実にするため、１日１回の逆洗を設けています。ただし、保守点検時に、流入負荷が高いことにより接触ばっ気槽に生物膜の剥離汚泥が著しく、透視度が１０以下を認められた場合、１回の逆洗時間を長くしたり、逆洗を１日２回に変更してください。
現在時刻、逆洗入時刻、逆洗運転時間、逆洗回数の確認を行います。

〔出荷時の設定〕

逆 洗 入 時 刻	午前 2 時 00 分
逆洗運転時間	5 分間
逆　洗　回　数	1日1回

現在時刻、逆洗入時刻、逆洗運転時間、逆洗回数は、ブロワ出荷時に設定しています。

タイマには設定内容を記憶する電池が搭載されています。この電池は、送風機が非通電状態の時（電源プラグをはずした、停電した、出荷時の梱包状態など）に使用されます。

設定内容の確認と変更方法

設定内容の確認方法	タイマの設定方法
[通常表示]	「現在時刻の設定」
時刻表示部に現在時刻と逆洗回数が表示されているか確認する（通常は１回になっている)。	設　定ボタンを押して「現在時刻」を表示させる。「時」「分」ボタンを押して時刻を設定する。(1 分刻み)。 設　定ボタンを押して、自動の表示に戻す。
[逆洗時刻]	[逆洗入時刻と逆洗時間の設定]
設　定ボタンを押して、「タイマＡＯＮ」を表示させる。その際の表示時刻が｢2:00｣となっていることを確認する。 設　定ボタンを続けて押し、「タイマＡＯＦＦ」を表示させる。その際の表示時刻が｢2:05｣となっていることを確認する。 設　定ボタンを続けて押し、「タイマＢＯＮ」を表示させる。その際の表示時刻が「　：　」と非表示になっていることを確認する。 設　定ボタンを続けて押し、「タイマＢＯＦＦ」を表示させる。その際の表示時刻が「　：　」と非表示になっていることを確認する。 設　定ボタンを続け２回押して、「自動」を表示させる。 ※上記は工場出荷時における設定。	設　定ボタンを押して、「タイマＡＯＮ」を表示させる。「時」「分」ボタンを押して逆洗入時刻を設定する。 設　定ボタンを続けて押して、「タイマＡＯＦＦ」を表示させる。「時」「分」ボタンを押して逆洗切時刻を設定する。 設　定ボタンを続けて押して、「タイマＢＯＮ」を表示させる。「時」「分」ボタンを押して２回目の逆洗入時刻を設定する。 設　定ボタン続けてを押して、「タイマＢＯＦＦ」を表示させる。「時」「分」ボタンを押して２回目の逆洗切時刻を設定する。 設　定ボタンを続け２回押して、「自動」を表示させる。

３）散気・逆洗装置の洗浄

散気・逆洗装置の洗浄は水道水で行います。　洗浄の手順を以下に示します。

① 送風機の電源プラグをコンセントからはずして運転を停止する。

② 送風機の接続を外して配管に直接ビニールホースを継ぐ。

③ 給水栓を開けて散気管に水道水を流す。

④ 給水栓を閉じてから、配管を作業前の状態に戻す。送風機の電源プラグをコンセントに差して運転を再開する。

⑤ 各バルブの設定を行う。

尚、上記の方法でも散気・逆洗装置の洗浄ができない場合は下記の方法にて散気管を取り外し洗浄を行ってください。

① バルブ配管を接続している、ユニオンを緩め取り外す	② 散気管配管を接続している、ユニオンを緩め取り外す

③ 計量移送装置を接続している、ユニオンを緩め取り外す	④ バルブ配管を槽外に取り出す

<table>
<tr><td>⑤　汚泥引き出し管を固定しているボルトを外す</td><td>⑥　汚泥引き出し管を上にスライドさせて取り外す</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑦　散気管を固定アームから外す</td><td>⑧　散気管の横配管のユニオンを緩め取り外す</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑨　散気管を９０°回転して取りはずす</td><td>⑩　散気管を槽外に取り出す</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

⑪ 奥の散気管も同様に取り外す	⑫ 左側の散気管も同様に取り外す ⑪～①の手順で装置を取り付ける

４）間欠定量移送装置〔嫌気ろ床槽移送水〕の調整

① 移送水量の設定

保守点検開始時は、接触ばっ気槽への移送水量は、設計流入水量（Ｑ）の約 4～5 倍となるように間欠定量用バルブを調整し設定します。また、使用状況に応じて処理状況に合わせて移送水量は調整を行います。

保守点検毎に平均流入水量を水道メーター等から算出し、戸別にあわせて移送水量の調整を行います。井戸水使用などで流入水量が算出できない場合には、人槽を実使用人員に置き換えて、対応する移送水量にて調整を行います。(200ℓ /人)

移送水量を多くしすぎると、嫌気ろ床槽での脱窒不十分恐れがあります。また少なすぎると、流量調整機能が働かなくなり、正常な処理機能に支障を生じることがあるので、適正量で調整を行ってください。

② 間欠定量移送装置の水量測定と調整方法

間欠定量用バルブにはバルブ開口率の目盛りが表示（０～１００%）されている。

バルブコックを回して、下記に示すバルブの位置に合わせる。

人　　槽（人）	５	７	１０
間欠用バルブ目盛（%）	４０	５０	９０

③ オリフィス目詰まりの確認、洗浄方法

オリフィスの所に空気が出ない場合、洗浄を行います。

（1）ユニオンをはずします。

（2）そこに溜まっているごみを取り除きます。

（3）配管を作業前に戻します。

間欠定量移送装置概要図

④　移送水量の測定

　移送水は、間欠定量移送装置の吐出し口より測定を行う。測定方法は下表に示した人槽毎のサイクル数を数えて確認します。

〔移送水量の目安〕

人　槽（人）	5	7	10
１サイクル水量（ℓ） (L.W.L〜H.W.L)	1.5		
サイクル数	2	3	5
移送水量※1（ℓ/分）	3	4.5	7.5

※１：実使用人員が１～4 人の場合は５人槽の設定とする。

⑤　間欠定量移送装置の点検

間欠定量移送装置内部や途中の配管に生物膜が付着して移送水量に影響が出ている場合は、縦配管上部の清掃口を取り外し、水道ホースで水を入れながらブラシ等を用いて装置内の付着物をこすり落としてください。

⑥　間欠定量移送装置の脱着（取り外し及び取り付け）方法

下記の方法で取り外して下さい。

<table>
<tr><td>① 装置を接続している、ユニオンを緩め取り外す</td><td>② 装置を固定しているU字ボルトのナットを取り外す</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>③ 装置を横にずらす</td><td>④ 槽外に取り出す</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑤ 装置を取り出したところ</td><td>⑥ ④～①の手順で装置を取り付ける</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

⑦　間欠定量移送装置内の通常時の清掃方法

1．間欠定量移送装置内の汚水が吐き出し工程が完了後に専用送風機の電源を切ります。

2．清掃孔を取り外してから自在ブラシを入れ清掃します。

3．装置内の堆積物等を水道水を用いて水洗いを行います。

4．間欠定量移送装置が稼働したとき清掃孔からエア漏れがないことを確認して下さい。

間欠定量移送装置内の取り外し時の清掃方法

1. 間欠定量移送装置下部のキャップを取り外します。。
2. 下部の口から自在ブラシやホースを入れて清掃します。

５）循環水移送装置の調整

① 循環水量の設定

保守点検開始時は、嫌気ろ床槽第１室への循環水量は、設計流入水量（Q）の約 3～4 倍となるように循環用バルブ及び計量移送装置を調整し設定する。また、使用状況や処理状況に合わせて循環水量は調整を行います。

保守点検毎に平均流入水量を水道メーター等から算出し、戸別にあわせて循環水量の調整を行います。井戸水使用などで流入水量が算出できない場合には、人槽を実使用人員に置き換えて、対応する循環水量にて調整を行います。

流入水量に対して循環水量が少なくなると、嫌気ろ床槽での脱窒が不十分になる恐れがあります。また多すぎると、嫌気ろ床槽の嫌気状態が保てなくなり、悪臭の発生など正常な処理機能に支障を生じることがあるので、適正量で調整を行ってください。

② 計量移送装置の水量測定と調整方法

循環用バルブにはバルブ開口率の目盛りが表示（０～１００%）されています。

バルブコックを回して、バルブの目盛りの７０～９０%の範囲に合わせます。

この時、エアリフトポンプの揚水量はメイン四角ゲートより若干水が出るように設定し、下表に示す水量付近になるように、計量移送装置の調整ゲートを稼動して微調整を行います。

大まかな調整はメイン四角ゲートで行い、最終的な微調整は微調整四角ゲートにて調整してください。

〔循環水量の目安〕

人　槽　（人）	５	７	１０
循環水量※1 （ℓ /分）	2.4	3.4	4.9

※１：実使用人員が１～4 人の場合は５人槽の設定とする。循環水量は 3.5Q を目安した水量です。

計量移送装置概要図

A：メイン四角ゲート

B：微調整四角ゲート

C：６０°Ｖノッチ

③計量移送装置の点検

計量移送装置内部に生物膜が付着して循環水量に影響が出ている場合は、水道ホースで水を入れながらブラシ等を用いて計量移送装置内の付着物をこすり落とします。

特に調整板、せき部、循環水移送管内の固形物除去は重要であるため点検の際に確実に行ってください。

④循環水量の測定

循環水は、嫌気ろ床槽第１室の循環水・汚泥移送管口にてメジャーカップまたはメスシリンダー等により計量します。

測定方法はメジャーカップまたはメスシリンダー等にて 6 秒間採水し、その水量の 10 倍した値を循環水量の値に準じて確認します。

⑤ 循環エアリフトポンプの点検

計量移送装置に接続されているエアリフトポンプの揚水量が少なくなっている場合は、生物膜の付着等により影響が出ていると考えられるため、吸い込み口側と計量移送装置側のパイプに水道ホースで水を入れながらブラシ等を挿入して付着物をこすり落としてください。

６）循環水移送管の点検

循環水移送管のほぼ中央に掃除口が設けてある。エアリフトポンプと同様、循環水移送量に影響が出ると考えられる場合は、水道ホースで水を入れながら掃除口にブラシを挿入して付着物をこすり落としてください。

７）逆洗

① 逆洗の設定

接触ばっ気槽は、汚泥による閉塞を防止するために、定期的な逆洗で性能を維持します。したがって、逆洗を行わない又は逆洗時間が短いと汚泥による閉塞等が起こったり、、逆に逆洗時間が長いと接触濾材に付着している生物が流出する等処理に重大な支障が生じます。

逆洗は、通常タイマ制御にて毎日朝２時１回 5 分間の自動運転を標準としますが、接触ばっ気槽内に多量の浮遊汚泥や接触材が明らかに目詰まりを起こしている場合に、逆洗時間 10 分に延長または逆洗回数を２回に調整してください。なお、２回逆洗にした場合、毎日朝の２時と４時にそれぞれ５分を設定する。

また、逆洗は夜間流入の少ない時間帯に行ってください（標準は午前２時の設定になっている)。下記にタイムスケジュールの一例を示します。タイマの現在時刻、逆洗入時刻、逆洗運転時間、逆洗回数、運転設定が自動になっていることを確認します。

時　刻	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2
流　入												
散　気												
逆　洗												

② 逆洗の動作確認及び逆洗バルブの設定

「手動」ボタンを押すと、タイマの設定時間に関係なく逆洗状態になります。また、もう一度同じボタンを押すと、通常の散気状態に戻ります。

接触ばっ気槽の逆洗が均等に行われているか目視で確認し、もし不均等な場合は逆洗用バルブの開閉による調整または水洗浄してください。

「手動」ボタンの２回目を押し忘れた場合、逆洗開始より１０分後に自動的に通常状態に復帰します。

８）シーディング（必要に応じて判断してください）

浄化槽が２ヶ月に経っても処理性能が出ない場合と、定量移送装置に生物膜を多量に付着して目詰まりを頻繁に起こった時、シーディングを行います。

シーディングを行う箇所と種汚泥の種類と量の目安を以下に示します。

投入箇所	嫌　気　ろ　床　槽	接触ばっ気槽
種汚泥の種類	・市販のシーディング剤 ・し尿処理場の消化汚泥、または汚泥貯留槽の汚泥 ・合併処理浄化槽のばっ気槽、または汚泥濃縮貯留槽の汚泥	・市販のシーディング剤 ・合併処理浄化槽のばっ気槽の汚泥
添加量の目安	槽内の汚泥濃度が 200～300mg/ℓ になる程度 例えばＳＳ10000mg/ℓ の汚泥であれば、投入量は、 5 人槽では、30～45ℓ 程度 10 人槽では、60～90ℓ 程度	槽内の汚泥濃度が 100～200mg/ℓ になる程度 例えばＳＳ10000mg/ℓ の汚泥であれば、投入量は、 5 人槽では、10～20ℓ 程度 10 人槽では、20～40ℓ 程度
投入時期	使用開始直前と開始後や清掃後	

３－４異常時の対策（臭気、発泡、ミジンコなどの発生）

１）臭気対策

浄化槽の中で臭気の発生する恐れのある箇所として嫌気ろ床槽と接触ばっ気槽が挙げられます。特に嫌気ろ床槽は所期の機能を発揮するまで、ある程度の期間を要するため、この間に悪臭が発生する場合が考えられます。

この場合は、早期に処理機能を立ち上げるためにシーディングを行います。また、接触ばっ気槽からの悪臭発生の原因については、種々考えられますが、主にばっ気不足や循環水量が多いことにより有効に生物処理が行われない状態の場合が多く、対策として循環水量の調整やばっ気量を増やしたり、シーディング等を行うことが考えられます。臭気対策について以下に対処例を示します。

① マンホールをパッキン等でシールする。

② 家屋内への悪臭の逆流は、浄化槽までの配管に、臭気止めが適切になされていない場合に発生する可能性があります。配管経路の調査を行い、トラップを設ける等して対処する。

③ 臭突管を設置します。この場合、臭突管の高さを付近の建物の軒先よりも高くし、風向きなども十分考慮して施工を行う。

④ 接触ばっ気槽へシーディングを行う。

２）発泡対策

発泡現象は微生物量が少ない使用開始時、散気風量が多い場合、気温と水温の差が大きい場合、多量の洗剤が流入した場合等に起こることがあります。

早期に対策を講じなければならない場合は、消泡剤を使用し消泡を行う。さらにシーディングを行い、接触ばっ気槽内に微生物を供給し生物処理を円滑に行わせることも発泡の対策になります。

また、洗剤が多量に流入している場合は上記の作業のほか、浄化槽管理者（使用者）に洗剤の使用量を適正にしてもらうように説明してください。

３）ミジンコなどの発生対策

〔ミジンコ発生の状態〕

① 接触ばっ気槽内での処理が順調に行われているとき

② 放流水質が良好な場合で、かつ流入ＢＯＤ負荷が低い場合

〔ミジンコ大量発生の危害〕

ミジンコが大量発生する場合、濾材に付着している生物膜を解体し、処理水質を悪化させることがあります。この対応策として、次の２種類の方法があります。

１）網での除去

① 流入水量の少ない時間帯に送風機を１時間程度停止し、水面に浮いてきたころを目の細かい網ですくい除去する。

② 経過を観察しながら上記の作業を繰り返す。

２）薬品の散布

① 送風機を停止する。

② ミジンコが水面に浮いてきたところを0.3%程度の塩素水を少量散布する。（多量に散布すると、他の有用なバクテリアを死滅させて処理性能が悪化するおそれがあるので注意する。）

③ 送風機を通常運転に戻す。

４. 清掃について

４－１. 清掃時期の目安

清掃は通常の使用状態において１年に１回以上行うよう定められていますが、清掃時期の目安は以下のような状態になったときです。

１）　微生物に対して毒性を有する物質の流入が認められ、生物処理が困難と認められるとき。

２）　嫌気ろ床槽のスカム及び底部の堆積汚泥が著しく蓄積したとき。

３）　槽内の水位の著しい上昇、あるいは上昇した形跡が認められたとき。

４）　接触ばっ気槽内に多量のＳＳが発生し、汚泥の移送作業を行っても減少しないとき。

４－２. 清掃の手順

１）前作業

各単位装置の清掃の前に以下の作業を行います。

（１）コンセントから電源プラグをはずして、ブロワの運転を停止してください。

（２）流入管（バッフル）、流出管（バッフル）の付着物などを除去してください。

（３）清掃前に沈殿槽のスカム、汚泥は嫌気ろ床槽第一室へ移送してください。

２）嫌気ろ床槽第一室

［汚泥、スカム等を全量引き出してください。］

（1）汚泥濃縮貯留部の上部より、スカムを棒などで砕きながら、サクションホースで引き出してください。

（2）サクションホースを槽底部に挿入し、汚泥を全量引き出してください。

３）嫌気ろ床槽第二室

［汚泥、スカム等を適正量引き出してください。］

（１）サクションホースを槽内に入れ、スカムを引き出します。

（２）ろ床押さえ面に堆積している汚泥等をろ材が見えるまで引き出します。

（3）清掃口にサクションホースを底部まで挿入し、ろ材の中および槽の内壁に付着している汚泥を圧力水等で洗浄しながら槽底部の汚泥を全量引き出します。

注意　必ずスカムから先に引き出してください。槽底部を先に引き出すと水位が下がってスカムやろ材押さえ面に堆積している汚泥等がろ材の中へ入り、閉塞の原因となるおそれがあります。

４）後作業

清掃が終わりましたら、槽内に規定水位（最も低い水準目安線）まで水を張ります。

水張り後、コンセントに電源プラグを差し込んで、ブロワの運転を開始してください。

５. アフターサービスについて

５－１. 保証期間と保証の範囲

１） 保証期間

（１）槽本体：使用開始日より３年

（２）ブロワ：使用開始日より１年

２） 保証の範囲

浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものが、製造上の責任に依って構造・機能に支障があると認められるときは無償にて修理します。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保証期間中であっても有償と致します。

（１）消耗部品（消毒剤、ブロワのダイアフラム、弁など）

（２）適切な維持管理契約がなされていない時

（３）適切な工事がなされていない時

（４）改造や不適切な修理による故障または破損

（５）駆動部の取付場所の移動等による故障または破損

（６）重車両の通行・振動による故障または破損

（７）火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または破損

（８）その他取扱いが不適当であった場合

３） 保証期間後のサービス

保証期間後の故障修理は有償となります。ただし、保証期間後の故障で弊社の責任と認められる場合は協議の上、誠意を持って対応します。

５－２．維持管理体制

大栄産業株式会社
維 持 管 理 会 社
建築・設備会社
設　置　者
クレーム処理依頼
設置先連絡
指導・教育
販売・責任施工
使い方のしおり
浄化槽の正しい
設置先連絡
クレーム処理依頼
クレーム処理
クレーム発生
アフターサービス
正しい使い方の指導
クレーム処理
クレーム発生
アフターサービス
正しい使い方の指導
維持管理契約
使い方のしおり
浄化槽の正しい
クレーム処理
クレーム発生

使用開始直前保守点検チェックリスト

作　　　成		氏　　　名	
保守点検日時	平成　年　月　日　時～	天 気 ・ 気 温	／　　　℃
施設又は管理者	（名称・氏名）　　　　（住所）　　　　　TEL　　－　　－		
設 置 年 月 日	平成　　年　　月　　日	使用開始年月日	平成　　年　　月　　日
処理対象人員	人	実 使 用 人 員	人
計 画 汚 水 量	m³／日	実流入汚水量	m³/日
処　理　方　式	流量調整型嫌気ろ床接触ばっ気循環方式	処　理　水　質	BOD10mg/ℓ以下、T-N15mg/ℓ以下
浄化槽製造業者	大栄産業株式会社	型　　　式	－　　　（人槽）型
施　工　業　者		住　　　所	TEL　　－　　－
保守点検業者		住　　　所	TEL　　－　　－

チェック項目	細　　　目	チェック
建 築 物 の 用途の確認	・建築物の用途に変更がないか	
	・浄化槽の容量(人槽)、構造は適切か	
	・建築物の用途が多量の油脂類を排出する場合、油脂類を排除する装置が設けられているか	
浄化槽周辺の状況の確認	・日常の保守点検、清掃作業が支障なく行えるか	
	・流入、放流桝及び本槽マンホールから雨水の流入の恐れはないか	
	・破損、変形、漏水等はないか	
浄化槽内の状況の確認	・マンホールを開け、嵩上げ高さや槽内の水面と地表面との距離を確認する	
	・水準目安線、流入管底、流出管底等各槽内の水位の関係を調べ、槽の水平、高さが正常に保持されているか	
	・槽内の観察、装置の操作、試料の採取、薬剤の補充等に支障がないか	
	・槽内に土砂等が堆積していないか	
ブロワの作動状況の確認	・ブロワ及び空気配管に異常な振動、騒音、及び発熱がないか	
	・ブロワの送風量は、規定量あるか	
	・ブロワの吐出口は適切な配管に接続されているか	
	・現在時刻、逆洗入時刻、逆洗運転時間、逆洗回数は合っているか	
散 気 状 況 の　確　認	・気泡はほぼ均等に吹き上げられているか	
	・散気用バルブを操作してどの程度の調整が可能か確認する	
	・マンホール蓋を閉じ、空気逃しに伴って発生する音の程度を確認する	
	・上部配管の継手等に石鹸水を吹き掛ける等により、空気漏れの有無を確認する	
間欠定量移送装置の確認	・間欠定量移送装置は作動しているか	
	・移送水量（ℓ/分）を測定する	
循環装置の機能の確認	・計量移送装置、循環水･汚泥移送管にゴミ、土砂、こぼしモルタル、木クズ等が付着又は堆積していないか	
	・散気・循環用バルブは所定の目盛り位置になっているか……ﾊﾞﾙﾌﾞの標準目盛：	
	・水量調整ゲートは所定の位置になっているか	
	・散気・循環用バルブ、水量調整ゲートの各標準位置での移送水量（ℓ/分）を測定する	
	・移送管の流出部の管底と移送先の水面との落差を測定し、移送先の水位が上昇しても容易に短絡しないことを確認する	

チェック項目	細　　　　　目	チェック
逆洗状況の確　　認	・ブロワの逆洗ボタンを押して逆洗を稼動させ、バルブの作動状況と気泡の発生状況を確認する	
堆積汚泥及び沈殿槽浮上物の移送機能の確認	・ひしゃくや自給式ポンプで、スカムや堆積汚泥を容易かつ安全に移送できるかどうか	
流入・流出管渠の水の流れ方の状況確認	・生活排水以外の特殊な排水及び雨水等が流入していないか	
	・施工完了後、管渠内の清掃が行われているか（ゴミ、こぼしモルタル、木クズ、ビニール袋等はないか）どうか	
	・建物内へ臭気が逆流し難いようになっているか	
	・流入管渠の桝は、インバートが切ってあるか	
	・放流落差を確認する	
	・最も遠い点検口から水を流し、管渠内の流れ方を確認する	
	〔　流入・流出管渠の途中にポンプ槽が設けられている場合　〕 ・レベルスイッチの管理性及びポンプの能力を確認する	
臭気対策の確　　認	〔　臭突が設けられている場合　〕 ・その施工状況、臭突の開口部の位置を確認する	
	〔　臭突が設けられていない場合　〕 ・散気後の排出空気の流れ方向を確認する	
浄化槽上部の利用状況の確　　認	・槽の上部が保守点検、清掃に支障がないよう開放されているかどうか	
	〔　駐車場の場合　〕 ・浄化槽が車輌荷重を受けない施工仕様で、適性に工事が行われているかどうか	
	〔　上屋付きの場合　〕 ・上部構造物の荷重が浄化槽に懸からず、また浄化槽が車輌を含めて上部過重を受けない施工方法で、適正に工事が行われているかどうか確認する	
	・上屋内の臭気対策は、適切に行われているかどうか	
	〔　浄化槽をピット内に設置している場合　〕 ・ピット内の作業空間の広さ、雨水や土砂の流入の可能性、ピット内の排水口の有無等管理上の支障の有無を確認する。	
種汚泥の添加の確　　認	・生物処理機能の馴致期間の短縮化を図るため、種汚泥を添加するかどうかについて検討する	
運 転 開 始	・浄化槽のピーク水量を流入させ、各単位装置内及び単位装置間の水の流れを確認する	
	・放流水と消毒剤との接触状況を確認する	
管理者への説明	・正しい使い方（使用の準則）について説明する	
	・法的義務について説明する	

所　　見

小型合併処理浄化槽（５～10 人槽用）保守点検記録表

このチェックリストは、３年間の保有が必要です。

保守点検の日時：　年　月　日　AM/PM(　：　)

浄化槽の使用者名：	住所：	
浄化槽の管理者名：	巡回用件：定期・契約・要請・その他（　　）	
メーカー名・型式名：大栄産業株式会社・ＮＡ型	処理対象人員：　　人	実使用人員：　　人
処理方式：流量調整型嫌気ろ床接触ばっ気循環方式		

天候：	気温：　℃	異常な臭気：無・有	異常な騒音：無・有	異常な振動：無・有

検水		外観	臭気	水温	透視度	ｐＨ	NH_4^+-N	NO_2^--N	NO_3^--N	残留塩素	ＤＯ
嫌気ろ床槽流出水	第１室		無・微・有（ ）	℃	cm		—	mg/ℓ	mg/ℓ	—	—
	第２室		無・微・有（ ）	℃	cm		—	mg/ℓ	mg/ℓ	—	mg/ℓ
接触ばっ気槽			無・微・有（ ）	℃	—		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	—	mg/ℓ
沈殿槽			無・微・有（ ）	—	cm		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	—	—
消毒槽流出水		—	—	—	—	—	—	—	—	mg/ℓ	—
その他の分析結果											

注）1. 外観：嫌気ろ床槽第２室以降ではミジンコの有無も確認すること。
　2. 臭気：有の場合はその特徴を記入する。（ａ：下水臭ｂ：し尿臭ｃ：腐敗臭ｄ：カビ臭ｅ：その他）

点検箇所		点検すべき状況
流入管渠		点検升の蓋の密閉状況（良・不良）　滞水（無・有）　漏水（無・有） 異物等の堆積又は付着（無・有）
放流管渠		異物等の堆積又は付着（無・有）　滞水（無・有）　漏水（無・有）
嫌気ろ床槽	第１室	異常な水位の上昇　（無・有（　cm）） 蚊・はえ等の発生状況（無・有）　スカムの生成状況　（無・有（　cm）） 異物の流入状況　（無・有）　堆積汚泥の生成状況　（無・有（　cm））
	第２室	異常な水位の上昇　（無・有（　cm）） 蚊・はえ等の発生状況（無・有）　スカムの生成状況　（無・有（　cm）） 異物の流入状況　（無・有）　堆積汚泥の生成状況　（無・有（　cm））
間欠定量移送装置		計量移送装置揚水　（無・有）　生物膜等の付着　（無・有） 移送水量　（無・有（　ℓ））
接触ばっ気槽		ばっ気攪拌の状況　（良・不良）　発泡の状況　（無・有） 水位の異常上昇　（無・有）（　　）cm 上昇
計量移送装置		定量移送装置揚水　（無・有）　生物膜等の付着　（無・有） 循環水量　（無・有（　ℓ））
沈殿槽		スカムの生成状況　（無・有（　cm））　堆積汚泥の生成状況　（無・有（　cm））
消毒槽		処理水との接触状況　（良・不良）　消毒剤の名称： 沈殿物の生成状況　（無・有）　残留量：　錠、補給量：　錠
ブロワ		作動状況　（良・不良）
定期清掃		予定年月（　年　月）
上水の使用量		水道の積算流量計の有無（無・有：メーターの値　ｍ³　）

点検の結果及び措置	流入管渠及び放流管渠	清掃（要：流入管渠・放流管渠）
	嫌気ろ床槽	清掃（要）
	生物ろ過槽	清掃（要）散気管･逆洗管の洗浄　（要：未実地・実地） ばっ気量の調整　（要：未実地・実地） 汚泥移送量の調整（要：未実地・実地：　ℓ/分（ｍ³/日））
	処理水槽	清掃（要）、スカム・堆積汚泥の移送（要：未実地・実地）
	消毒槽	清掃（要）
	送風機	エアフィルターの洗浄（未実地・実地）、ダイアフラムの交換（未実地・実地）
	その他	修理（要：具体的な内　） 改善工事（要：具体的な内容　）

所見及び管理者への連絡事項

保守点検の担当者名 （浄化槽管理士番号 ：　）	会社名：　印 （保守点検業登録番号：　） 住　所： ＴＥＬ：	緊急時の連絡先 ＴＥＬ：

小型合併処理浄化槽(５～10人槽用)清掃記録表

都道府県コード				検印	

清掃の日時：　　年　　月　　日　AM･PM(　：　)

浄化槽の使用者名：			住所：		
浄化槽の管理者名：			巡回用件：定期・契約・要請・その他		
メーカー名・型式名：大栄産業株式会社・ＮＡ型			処理対象人員：　　人	実使用人員：　　人	
処理方式：流量調整型嫌気ろ床接触ばっ気循環方式					
天候：	異常な臭気：無・有		異常な騒音：無・有	異常な振動：無・有	
槽内に入って清掃作業を行う必要性	無・有（酸素濃度：　(mg/ℓ)､硫化水素濃度：　mg/ℓ)				

清掃作業内容

単位装置名		単位装置名			洗浄の実施の有無	張り水の量
		無・有	対象物	引き抜き量		
嫌気ろ床槽	第１室	無・有	スカム･堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	m^3
	第２室	無・有	スカム･堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	m^3
接触ばっ気槽		無・有	スカム･堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	m^3
その他	油脂分離槽	無・有	スカム･堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	m^3
	原水ポンプ槽	無・有	スカム･堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	張り水の種類
	排水ポンプ槽	無・有	堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	・上水
	流入管渠	無・有	堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	・その他
	放流管渠	無・有	堆積物･全量･洗浄水	m^3	無・有	（　　）
総量		無・有		m^3		m^3

管理者への連絡事項		
	内部設備の破損・変形	無・有（その状況　　）
	修理の必要性	無・有（その状況　　）
	使用上の注意	無・有（その状況　　）

清掃作業の担当者名	会社名： 住　所： ＴＥＬ：	緊急時の連絡先 ＴＥＬ：

平　面　図

A－A　断　面　図

■仕様・寸法表

項　　目		単位	NA-5	NA-7	NA-10
処理対象人員		人	5	7	10
全　　長（L）		mm	2325	2380	3000
全　　巾（W）		mm	1450	1640	1770
全　　高（H）		mm	1800	1900	2000
流　入　管　底		mm	250		
放　流　管　底		mm	450		
流入・放流管径		mm	φ100		
嫌気ろ床槽（第１室）		m^3	1.050	1.239	1.913
嫌気ろ床槽（第２室）		m^3	0.864	0.838	1.304
接触ばっ気槽		m^3	1.024	1.404	2.005
沈　殿　槽		m^3	0.404	0.471	0.704
消　毒　槽		m^3	0.026		
総　容　量		m^3	3.368	3.978	5.952
ブ　ロ　ワ	散気	ℓ/分	60	80	100
	逆洗	ℓ/分	80	100	120
マンホール	φ450	個	2		－
	φ600	個	1		3

本　　　社	〒470-2403	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85-1 *TEL:0569-82-0338　FAX:0569-82-2114*
北海道営業所	〒065-0022	北海道札幌市東区北22条東3丁目1-35 ハイテクビル・さっぽろ *TEL:011-748-3200　FAX:011-748-3221*
仙台営業所	〒983-0038	宮城県仙台市宮城野区新田1-3-52 *TEL:022-239-9001　FAX:022-239-9002*
埼玉営業所	〒346-0016	埼玉県久喜市東2-17-2　八代ビル2F *TEL:0480-21-8231　FAX:0480-21-8337*
東京営業所	〒116-0014	東京都荒川区東日暮里5-34-1 OAK・BLD(オークビル)503 *TEL:03-3803-7531　FAX:03-3803-7532*
静岡営業所	〒417-0801	静岡県富士市大渕2897-5 イデキョウビル内 *TEL:0545-35-5783　FAX:0545-35-5784*
豊橋出張所	〒441-8122	愛知県豊橋市天伯町六ツ美77-1 *TEL:0532-48-8029　FAX:0532-37-7372*
大阪営業所	〒569-0034	大阪府高槻市大塚町1-15-7 サニーコート西口3F-C号 *TEL:0726-73-3202　FAX:0726-73-9240*
岡山出張所	〒702-8002	岡山県岡山市桑野714-1-5 *TEL:086-277-9707　FAX:086-276-0453*
広島営業所	〒731-5136	広島県広島市佐伯区楽々園2-1-38 藤井ビル404 *TEL:082-923-9988　FAX:082-923-9987*
福岡営業所	〒814-0153	福岡県福岡市城南区樋井川3-19-1 *TEL:092-552-4904　FAX:092-511-8122*
大分出張所	〒879-7152	大分県豊後大野市三重町百枝字長迫1953 *TEL:0974-22-8218　FAX:0974-22-8489*

DAIE

大栄産業株式会社

URL　　http://www.daie-industry.co.jp
E-mail　honsya@daie-industry.co.jp
商品やサービスに対するご意見、ご要望をお聞かせください。